

ど女髪結ひに委ぬる事には有べからず、自分々々にゆふ事なるべし。近き年は、四民とも髪結事のみにあらず、上方邊の惡風俗にうつち、人氣甚いやしくなれり。

〔寛天見聞記〕堺町近邊の三光新道に、下駄屋のお政とて、髪結錢百銅にて結しも、今は類多き故か、十六銅にて結ふも有とぞ。

〔天保集成絲綸錄〕八十二 寛政七卯年十月

口達

前々より女髪結と申、女之髪を結ヒ、渡世にいたし候ものハ無之、代錢を出し結せ候女も無之處、近頃専ら女髪結所々ニ有之、遊女并歌舞妓役者女形風ニ結立、右ニ准じ、衣類等迄花美ニ取飾り、風俗を猥し、如何ニ候、右爲結候女之父母夫等、何と相心得罷在候哉、女共萬事自身に相應之身嗜を可致義、貴賤共可心掛事ニ候、以來輕きもの之妻娘共、自身女髪結に結せ不申候様、追々可心掛候、是迄女髪結渡世にいたし候者、家業を替、仕立物洗濯、其外女の手業ニ渡世を替候様、是亦追々可心掛候。

右之御口達を、町々江申渡候様にとの御沙汰ニ候事ハ、女髪結忽ニ相止候而者、不結習女共も、差當り困り可申、女髪結渡世にいたし候者も、今日より暮方ニ差支可申間、追々渡世を替候心懸いたし候様ニとの御義ハ、全御慈悲ニ而、外渡世ニ移候様、心懸候様にとの御事ニ有之間、此段を相辨候様、委敷教聞せ可申事、

卯十月三日

〔徳川禁令考〕五十一 天保十三寅年十月

女髪結當分御仕置改革之儀ニ付町奉行伺濟

一髪を結、渡世同様にいたし候女、重敲同等之當を以、百日過怠牢舍、